

## 【訪問看護医療 DX 情報活用加算に関するお知らせ】

2024 年の医療保険制度改定に伴い、当訪問看護ステーションでは、地方厚生局長等に届け出た看護師（※准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項に基づき「電子資格確認」を行い、利用者様の診療情報等を取得した上で、計画的かつ適切な訪問看護の管理を実施しております。

これにより、令和 6 年（2024 年）9 月 1 日より「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として、1 回につき 50 円を所定の料金に加算させていただきます。

## 【施設基準について】

以下の要件を満たしたうえで、本加算を算定いたします。

- ・ 訪問看護療養費のオンライン請求を行っております。
- ・ マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の体制を整備しており、診療情報等を適切に取得・活用した質の高い訪問看護を提供する体制に関して、その旨を事業所内の見やすい場所に掲示しております。
- ・ 上記の内容を、当ステーションのウェブサイトに掲載しております。